

セーフティーアシスタント制度について

関東ラグビーフットボール協会

1、目的

試合の進行を円滑にし、プレーヤーの安全を図る。

2、セーフティーアシスタントとは

- ・ルールブック第6条A4(f)「レフリーは、規則に従って、チームドクター、医務心得者、またはその助手が競技区域内に入る許可を与える。」の中の、「その助手」に該当する者とし、セーフティーアシスタント認定講習会を受講することでその資格を得る。
- ・チームドクター、医務心得者についても、ラグビー競技に関する知識を共有するため、セーフティーアシスタント認定講習会の受講を義務付ける。

注：「医務心得者」とは次の者を指す。

医師、歯科医師、看護師、理学療法士、救急救命士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、灸師、日本体育協会公認アスレティックトレーナー

3、資格取得と有効期限について

- ・日本協会ないし各都道府県協会主催のセーフティーアシスタント認定講習会を受講した者。
- ・有効期限は、認定証発行日より4年間とする。
- ・受講4年後の資格更新は、その年度内に開催される更新講習会を受講するものとし、その受講まで前回取得の資格を有効とみなす。

4、受講条件

- ・ラグビー競技の現場における安全管理を志す者、または担う者。
- ・15歳以上(但し中学生以下は不可)であること。
- ・ラグビー競技を理解し、セーフティーアシスタント職務を行える身体であること。

5、チームは協会登録の際、1名以上のセーフティーアシスタント資格保有者を申請しなければならない。

<旧メディカルサポーター制度について>

従来の「メディカルサポーター」という名称は、医務関係者を想起させる虞があるため変更する。現在保有している「メディカルサポーター資格」は「セーフティーアシスタント資格」と読み替える。したがって、有効期限と更新手続きについては、「セーフティーアシスタント制度」を準用し、以下とする。

- ・昨年無期限有効の措置がとられたが、取得時期に関わらず有効期限を一律平成28年3月31日までと改める。
- ・現時点でメディカルサポーター資格を保有している者は、平成29年度に開催されるセーフティーアシスタントの更新講習会を受講することにより、資格が更新される。